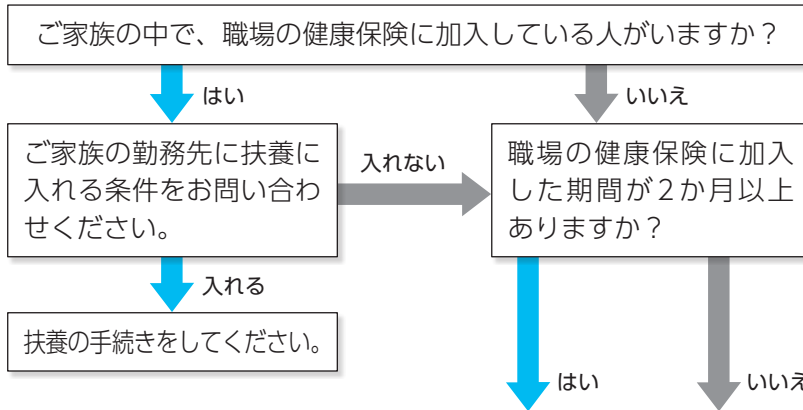
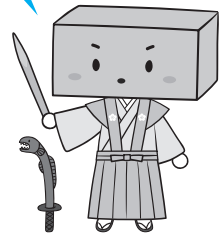


# 退職後の国保の手続きはお早めに！

問 国保年金課（西館1階）【担当】相浦・清水 ☎37・6101

退職により職場の健康保険を喪失した人は、切り替えの手続きが必要です。  
期限内の手続きをお願いします。

**自動的に切り替わりません！  
手続きが必要です。**



**任意継続被保険者制度に加入することができます。**  
※共済組合など加入期間が1年以上必要な場合もあります。勤務先にご確認ください。

---

退職日の翌日から20日以内に手続きしてください。(加入期間2年)  
※期間を過ぎると手続きができなくなります。

**【問合せ・手続き先】**  
全国健康保険協会（協会けんぽ）  
佐賀支部 ☎27・0611

※協会けんぽ以外の方は、加入されている組合にお問い合わせください。  
※任意継続被保険者制度は、**保険料を納付期日までに納付しなかった場合**、加入期間中でも資格が喪失します。

国保に加入してください。

---

退職日の翌日から14日以内に手続きしてください。

**◆持参する物**

- 健康保険の資格を喪失した日および国保に加入する人が分かる証明書
- または離職日が分かる証明書（離職票など）
- マイナンバーのわかるもの
- 印かん ・ 身分証明書

**【問合せ・手続き先】 国保年金課（西館1階）**

**🕒 届出が遅れた場合でも、国保への加入日は前の健康保険の資格がなくなった日までさかのぼるため、保険税もさかのぼって計算し課税されます。**

## 試算後の加入をおススメします！

国保は前年の所得によって保険税が決まります。任意継続の保険料と国保税を試算し、どちらの健康保険へ加入するかご検討ください。

- ・国保税の試算 ⇒ 税務課（☎37・6103）にお問い合わせください。
- ・任意継続の保険料 ⇒ 協会けんぽ（☎27・0611）または加入されている組合にお問い合わせください。

### 就職などで職場の健康保険に加入する場合

届出をしないと国保税は課税され続けます。  
**14日以内**に手続きしてください。

- ◆持参する物**
- ・新しく加入した健康保険証（全員分）
  - ・国保の保険証

### 学生で市外に転出する場合

市外に住所を移しても小城市の国保に継続して加入できます。※毎年の届出が必要です。

- ◆持参する物**
- ・学生証または在学証明書
  - ※4月から入学される人は入学が確認できるもの
  - ・国保の保険証（差し替えになります） ・ 印かん